

# 君津市ファミリーサポートセンターとは？

## 1. 目的

地域において、子育ての手助けが出来る方（協力会員）と、子育ての援助を受けたい方（利用会員）が会員となり、会員相互の援助活動を支援するために、君津市が設置し、市の委託を受けて社会福祉協議会が運営しています。

地域の中で子どもを預けたり預かったりすることで、子育てをしている家庭と地域の人々が互いに繋がり合い、信頼と助け合いの関係の中で、安心して子育てができる環境づくりをめざしています。



## 2. 会員の種類

### ★利用会員…子育ての手助けを受けたい方

- ・君津市内に在住または在勤の方
- ・生後6ヶ月～小学6年生までのお子さんがいる方

### ★協力会員…子育ての手助けができる方

- ・君津市内に在住の20歳以上の方
- ・心身ともに健康である方
- ・援助活動に関し、理解と熱意がある方

### ★両方会員…協力会員と利用会員の両方を兼ねる方



### 3. 入会手続きについて

- ★登録に際し、入会説明を受けて頂きます。
- ★協力会員・両方会員の方は、ファミリーサポートセンターが開催する『育児サポート講習会』を受けていただきます。

★登録に必要な物

◎はんこ

◎身分を証明する物(運転免許証、保険証など)

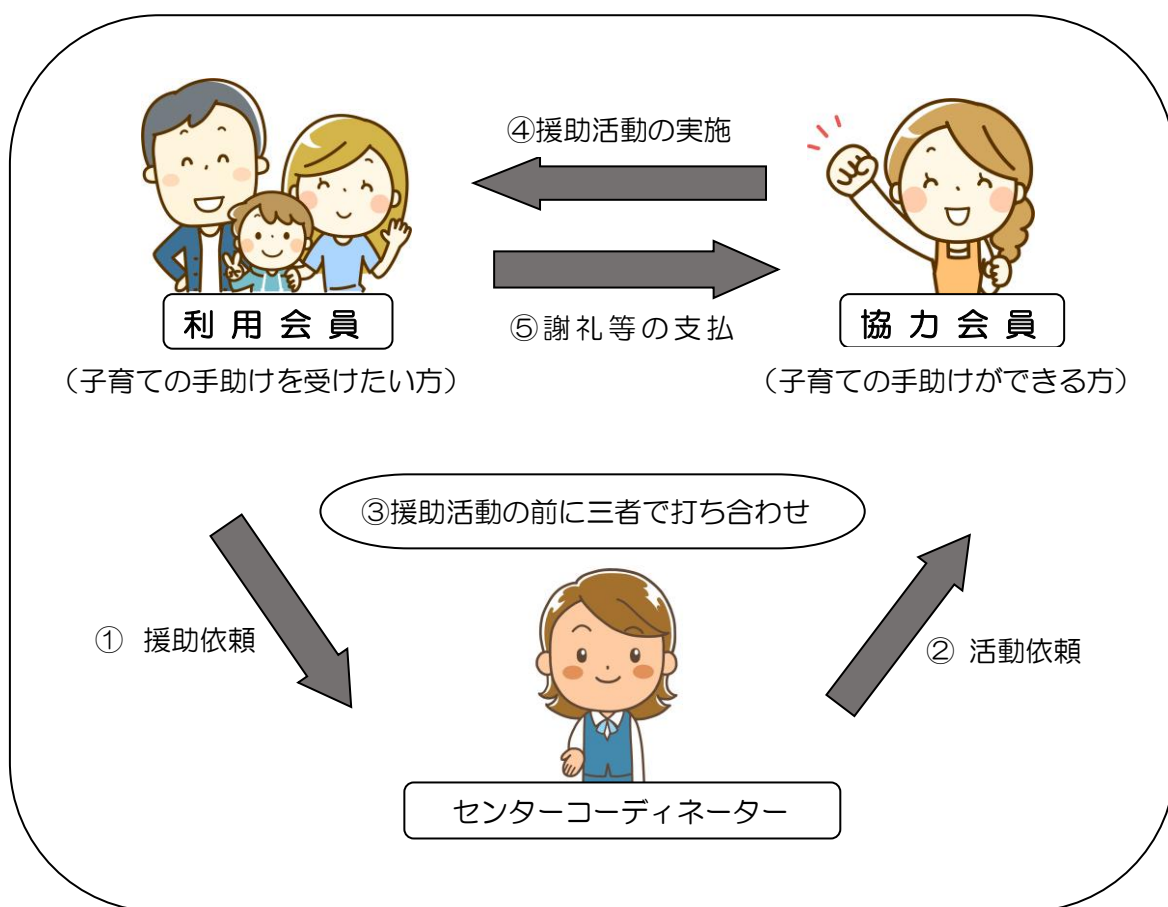
◎会員の顔写真

両方・協力会員のみ

※入会金・年会費は無料です。

※活動中の事故に備え、補償保険に加入します。(保険料はセンターが負担)

### 4. ファミリーサポートセンターのしくみ



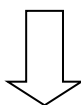
## 5. 援助活動の流れ



### ①初回の場合

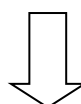
#### 援助活動の申し込み

- 利用会員は援助活動を必要とする1ヶ月前から5日前までの平日9時から17時までにセンターに来所又はお電話でお申し込みください。
- ただし、センター休業日を含みません。
- 援助内容については詳しく説明して下さい。



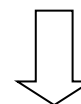
#### 協力会員の紹介

- コーディネーターは援助のできる協力会員を探し、利用会員に紹介します。



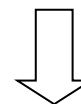
#### 援助活動の打合せ（事前打合せ）

- コーディネーターは協力会員・利用会員と日程調整を行い、援助についての詳しい打ち合わせを行います。利用会員は預けるお子さんを必ず同伴願います。
- 援助に必要なものは、利用会員が準備することになっています。  
（チャイルドシート・着替え・おやつ等）



#### 援助活動の実施

- 協力会員は、事前打ち合わせ内容に沿って援助活動を行ってください。
- 緊急時以外、打ち合わせにない援助は行いません。



#### 援助活動が終了したら

- 援助終了後、利用会員は活動報酬と交通費を直接協力会員に渡します。
- 協力会員は「活動報告書」に記入・押印の上、利用会員に確認してもらいます。
- 協力会員は1ヶ月分の活動報告書をまとめ、翌月10日までにセンターに提出して下さい。



## ②2回目以降の場合

- 2回目以降の援助活動については、援助内容に変更がない場合のみ、利用会員が援助希望日時を協力会員へ連絡してください。
- 合意ができれば、事前に必ず利用会員がセンターへ電話またはFAXで報告してください。

※センターに報告せずに実施された援助活動は、保険が適用されません。

※キャンセルの場合も直接協力会員へ連絡した上でセンターにも報告してください。

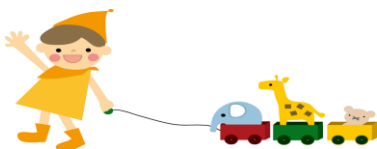
※援助内容が変更になる場合は、事前にセンターへ電話で相談してください。

## 6. 緊急利用時の連絡方法について

ファミリーサポートセンターの開所時間以外で、緊急に双方の合意の下において援助が決まった場合は、必ず利用会員が援助開始前までにFAXまたはメールでセンターへ連絡してください。

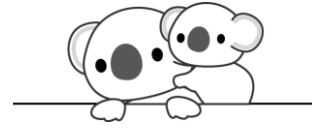
- 対象となる時間
  - ①午後5時から翌日午前9時までの間
  - ②土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)
- 対象となる活動
  - 会員同士で援助活動の合意ができていること
  - ※新規活動の相談と、打ち合わせにない援助は対象となりません。
- センターへ連絡する人
  - 利用会員が連絡してください。

※あくまでも緊急時の対応なので、通常の連絡は電話でお願いします。



## 7. 利用できる内容

- ・ 保育施設（保育所・幼稚園・小学校・学童クラブ）などへの送迎と預かり
- ・ 保育施設などの休みの時の預かり
- ・ 子どもの習い事への送迎と預かり
- ・ 冠婚葬祭・買い物・学校行事など外出の際の預かり
- ・ その他、子育てを行う上で必要と認められるとき



※お子さんの宿泊や午後10時以降の援助及び家事の援助はできません。

※援助の場所は原則として協力会員の自宅になります。

ただし、協力会員と利用会員の間で合意がある時は、利用会員の自宅等において行うことができます。

## 8. 利用時間

- ・ 利用時間は、午前6時から午後10時です。
- ・ 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以後1時間単位で延長できます。

※援助時間とは、実際に児童を預かった時間から利用会員に引き渡した時間までです。

## 9. 利用料金について

- ・ 対象児童1人につき1時間500円です。
- ・ 同世帯で複数の子どもを預ける場合は、二人目以降を半額とします。
- ・ 利用料金は、その日の活動終了後、直接協力会員に手渡してください。

※別途、以下のものは実費となります

- ・ 送迎の場合、子どもの送迎に係る交通費
- ・ 協力会員が用意した飲食物・おむつ代等の費用

※利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合は、キャンセル料が発生します。

- ・ 前日までの取り消し・・・・・・・・・・・・・無料
- ・ 当日、申し出たとき・・・・・・・・・・・・・1時間分に相当する額
- ・ 利用直前または連絡のない取り消し・・・・1時間分に相当する額



## 10. 補償保険について

援助活動は、会員同士の合意により成立した契約に基づくものです。

援助活動中に発生した事故は、当事者間において解決していただくこととなりますが、君津市ファミリーサポートセンターでは、万一の事故に備え、センターで掛け金を負担し、3つの補償保険に加入しています。

### 依頼子供傷害保険

援助活動中の利用会員のお子さんの事故を補償します。

例えば…利用会員の子どもが階段から落ちてけがをしてしまった場合

種類	補償限度額	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	300～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

### サービス提供会員傷害保険

協力会員の援助活動中の傷害(交通事故やけが等)を補償します。

例えば…走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれずに協力会員が転んでけがをした場合。

種類	補償限度額	保険金をお支払する場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	500～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

## 🍃 賠償責任保険 🍃

協力会員が援助活動中、過失や提供した飲食物が原因で、第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合に、負担する賠償金などを補償します。

例えば…協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもにやけどをさせてしまったことにより、賠償責任を負った場合。

例えば…利用会員から預かっていたベビーカーを破損してしまった場合。

種類	補償限度額
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用	1,000万円（見舞金・見舞品 10万円）
訴訟対応費用	1,000万円
受託物賠償責任保険	10万円
個人情報漏えい保険	500万円

### ※自家用車を使用する活動について

お子さんの送迎で自動車を使用して事故が起きた場合は、けがに対する傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

この場合、協力会員さん自身の自動車保険で対応していただくこととなりますので、事前打ち合わせの際、保険内容を確認させていただきます。

※6歳未満の子供を自動車に乗せる場合、チャイルドシートの着用が必要です。

※事故が起きたときは、協力会員は以下の対応をしてください。

- ・利用会員やセンターに連絡します
- ・関係者(被害者・加害者)がいるときは、住所・氏名を確認します。
- ・現場の写真や壊れた物品を保存します。
- ・交通事故の場合は、必ず警察に連絡して、事故証明を取ります。
- ・状況により、医師の診察を受け、領収書を保存します。



## 11. お互いに気持ちよく活動をするために

援助活動は、会員同士の信頼関係に基づいて成り立ちます。  
本会活動の趣旨を理解し、決まりを守りましょう。

- ①約束した時間は必ず守りましょう。
- ②お互いのプライバシーは守りましょう。  
活動中に知り得たこと(家族等状況)は口外しないでください。  
個人情報取り扱いに留意し、援助の必要がなくなった際、お手持ちの書類  
(活動に関しての事前打合せ確認事項など)は、責任を持って処分してください。
- ③事前の打ち合わせを十分に行い、お互い納得したうえで活動しましょう。
- ④援助活動中のトラブルは、できる限り当事者である会員同士で話し合っ  
てくださるようお願いいたします。相手に伝えにくいこと、どのように伝えたら  
良いかわからない場合などは、ご相談ください。
- ⑤活動中に事故が発生した時は、センターに報告してください。

